

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯豊町長 嵐 正人

市町村名 (市町村コード)	飯豊町 (06322)	
地域名 (地域内農業集落名)	中地区 (中西、中北、酒町、北酒町、新田、沖)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・基幹的農業従事者:190人(15~49才:49人、50~59才:28人、60~69才:66人、70~79才:26人、80才以上:21人)(2020年農林業センサス)
 ・規模縮小などの意向のある農地が39ha、70才以上の農業者の農地のうち後継者不在の農地が42haあるが、若者については地区外で働く者が多く、基幹産業である農業の後継者が不足しつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・新品種の導入による付加価値向上に取り組む
 ・後継者育成に取り組む
 ・水を利用した作物で特産品づくり(クレソン、セリ、ワサビ等)に取り組む
 ・農業法人が運営する直売所の整備を検討する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	311.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	311.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約する ・新規参入を促進し新規参入者に集積・集約化する
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて関係機関と協議し計画していく
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を中心に後継者育成に努め、集積による規模拡大による経営の効率化を図る
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率化のために活用できるサービスがあれば、必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・電気柵の設置等、適切な有害鳥獣対策を図る。
- ・堆肥利用や減農薬の取り組みによる環境負荷低減を図る。
- ・農業の収益性向上のため、機械化や省力栽培技術、新品種の導入、流通の拡大を図る。
- ・野菜・果樹等の高収益作物、そば・飼料作物等の畑作物が定着している水田については、高収益作物の生産力の向上や畑作物の安定的な生産・供給のため畑地化を図る。
- ・飼料用米稲わら利用や資源循環(WCS用稲)等の耕畜連携を推進し、農地の高度利用と地域内流通体制の強化を図る。